



発行 新潟県
号外 6
平成30年3月30日
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 30 新潟県児童福祉法施行細則及び新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則(障害福祉課)
- 31 主要農作物種子法施行細則を廃止する規則(農産園芸課)

告 示

- 340 ほ場審査の基準及び方法の制定(農産園芸課)
- 341 生産物審査の基準及び方法の制定(農産園芸課)
- 342 新潟県農作物奨励品種規程の廃止(農産園芸課)
- 343 新潟県主要農作物原種配付規程の廃止(農産園芸課)

規 則

新潟県児童福祉法施行細則及び新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆一

新潟県規則第30号

新潟県児童福祉法施行細則及び新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

(新潟県児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県児童福祉法施行細則(平成18年新潟県規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正後表」という。)に対応する次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(親族里親の認定の申請)</p> <p>第7条 法第6条の4第3号の規定による認定を受けようとする者(以下「親族里親の希望者」という。)は、居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に、別記第6号様式による申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 親族里親の希望者及びその同居人の履歴書(別記第7号様式)</p> <p>(2) 親族里親の希望者の居住する家屋の平面図</p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(養育里親、専門里親又は養子縁組里親の登録の申請)</p> <p>第7条の2 省令第36条の41第1項、第2項又は第3項の申請書の様式は、別記第6号様式とする。</p> <p>2 省令第36条の41第4項第1号又は第6項第1号の履歴書の様式は、別記第7号様式とする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(養育里親又は養子縁組里親の死亡等の届出)</p> <p>第7条の3 省令第36条の43第1項の規定による届出は、別記第7号様式の2による<u>養育里親・養子縁組里親死亡等届</u>を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(養育里親名簿又は養子縁組里親名簿の登録事項の変更の届出)</p> <p>第7条の4 省令第36条の43第2項の規定による届出は、別記第8号様式による<u>養育里親名簿・養子縁組里親名簿登録事項変更届</u>を居住地を管轄する</p>	<p style="text-align: center;">(養子縁組里親又は親族里親の認定の申請)</p> <p>第7条 法第6条の4第1項の規定による認定を受けようとする者(以下「<u>養子縁組里親又は親族里親の希望者</u>」という。)は、居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に、別記第6号様式による申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) <u>養子縁組里親又は親族里親の希望者</u>及びその同居人の履歴書(別記第7号様式)</p> <p>(2) <u>養子縁組里親又は親族里親の希望者の居住する家屋の平面図</u></p> <p>(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">(養育里親又は専門里親の登録の申請)</p> <p>第7条の2 省令第36条の41第1項又は第2項の申請書の様式は、別記第6号様式とする。</p> <p>2 省令第36条の41第3項第1号の履歴書の様式は、別記第7号様式とする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(養育里親の死亡等の届出)</p> <p>第7条の3 省令第36条の43第1項の規定による届出は、別記第7号様式の2による<u>養育里親死亡等届</u>を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(養育里親名簿の登録事項の変更の届出)</p> <p>第7条の4 省令第36条の43第2項の規定による届出は、別記第8号様式による<u>養育里親名簿登録事項変更届</u>を居住地を管轄する児童相談所長を経て</p>

児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(養育里親名簿又は養子縁組里親名簿の登録の消除の申出)

第 8 条 省令第36条の44第 1 項第 1 号に規定する登録の消除の申出は、別記第 9 号様式による養育里親名簿・養子縁組里親名簿登録消除申出書を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(養育里親名簿又は養子縁組里親名簿の登録の更新の申請)

第 9 条 省令第36条の46第 1 項又は第 3 項の規定による登録の更新の申請は、別記第10号様式による養育里親名簿・養子縁組里親名簿登録更新申請書を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等の指定等の申請)

第11条の 6 省令第18条の27、第18条の28、第18条の29、第18条の29の 2、第18条の30及び第25条の21に規定する申請書の様式は、別記第14号様式の 6 とする。

第 6 号様式 (第 7 条、第 7 条の 2 関係) 里親認定 (登録) 申請書

(略)	
下記のとおり里親の認定 (登録) を受けたいので、新潟県児童福祉法施行細則第 7 条第 1 項 (児童福祉法施行規則第36条の41第 1 項・児童福祉法施行規則第36条の41第 2 項・ <u>児童福祉法施行規則第36条の41第 3 項</u>) の規定により、関係書類を添えて申請します。	
(略)	
(略)	
専門里親研修の修了年月日又は修了見込年月日	年 月 日
養子縁組里親研修の修了年月日又は修了見込年月日	年 月 日
(略)	

注 1 (略)

2 「親族里親」は、児童福祉法施行規則第 1 条の39に掲げる者であって、児童福祉法

知事に提出して行わなければならない。

(養育里親名簿の登録の消除の申出)

第 8 条 省令第36条の44第 1 項第 1 号に規定する登録の消除の申出は、別記第 9 号様式による養育里親名簿登録消除申出書を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(養育里親名簿の登録の更新の申請)

第 9 条 省令第36条の46第 1 項の規定による登録の更新の申請は、別記第10号様式による養育里親名簿登録更新申請書を居住地を管轄する児童相談所長を経て知事に提出して行わなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等の指定等の申請)

第11条の 6 省令第18条の27、第18条の28、第18条の29、第18条の30及び第25条の21に規定する申請書の様式は、別記第14号様式の 6 とする。

第 6 号様式 (第 7 条、第 7 条の 2 関係) 里親認定 (登録) 申請書

(略)	
下記のとおり里親の認定 (登録) を受けたいので、新潟県児童福祉法施行細則第 7 条第 1 項 (児童福祉法施行規則第36条の41第 1 項・児童福祉法施行規則第36条の41第 2 項) の規定により、関係書類を添えて申請します。	
(略)	
(略)	
専門里親研修の修了年月日又は修了見込年月日	年 月 日
(略)	

注 1 (略)

2 「養子縁組里親」は、児童福祉法施行規則第 1 条の33第 2 項第 1 号に掲げる者であって、児童福祉法第 6 条の 4 第 1 項の規定による認定を受けた者です。

3 「親族里親」は、児童福祉法施行規則第 1 条の33第 2 項第 2 号に掲げる者であって、

第6条の4第3号の規定による認定を受けた者です。

3 (略)

4 (略)

5 「養子縁組里親研修の修了年月日又は修了見込年月日」欄は、養子縁組里親の登録を申請する場合に記入してください。

6 (略)

添付書類

1～5 (略)

6 養子縁組里親の登録を申請する場合は、養子縁組里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類及び児童福祉法第34条の20第1項各号のいずれにも該当しない者であることを証する書類

第7号様式の2 (第7条の3関係)

養育里親・養子縁組里親死亡等届

(略)

里親との関係

(略)

登録番号	養育里親	養子縁組里親
登録年月日	養育里親 年 月 日	養子縁組里親 年 月 日
(略)		
届出事項	1 (略) 2 養子縁組里親の死亡 3 (略) 4 (略) 5 (略)	

(略)

第8号様式 (第7条の4関係)

養育里親名簿・養子縁組里親名簿登録事項変更届

(略)

下記のとおり里親の登録を受けた事項を変更したので、児童福祉法施行規則第36条の43第2項の規定により、届け出ます。

記

登録番号	養育里親	養子縁組里親
登録年月日	養育里親 年 月 日	養子縁組里親 年 月 日
(略)		

(略)

第9号様式 (第8条関係)

養育里親名簿・養子縁組里親名簿登録消除申出書

(略)

児童福祉法第6条の4第1項の規定による認定を受けた者です。

4 (略)

5 (略)

6 (略)

添付書類

1～5 (略)

第7号様式の2 (第7条の3関係)

養育里親死亡等届

(略)

養育里親との関係

(略)

登録番号	
登録年月日	年 月 日
(略)	
届出事項	1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略)

(略)

第8号様式 (第7条の4関係)

養育里親名簿登録事項変更届

(略)

下記のとおり養育里親の登録を受けた事項を変更したので、児童福祉法施行規則第36条の43第2項の規定により、届け出ます。

記

登録番号	
登録年月日	年 月 日
(略)	

(略)

第9号様式 (第8条関係)

養育里親名簿登録消除申出書

(略)

里 親

(略)

下記のとおり里親の登録を削除したいので、児童福祉法施行規則第36条の44第1項第1号の規定により、申し出ます。

記

里親の種類	養育里親	養子縁組里親
登録年月日	養育里親 年 月 日	養子縁組里親 年 月 日
登録番号	養育里親	養子縁組里親

(略)

注 1 「里親の種類」欄は、該当するものを○で囲んでください。

2 申請者が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第10号様式 (第9条関係)

養育里親名簿・養子縁組里親名簿登録更新申請書

(略)

里 親

(略)

下記のとおり登録の更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の46第1項又は第3項の規定により、申請します。

記

里親の種類	養育里親	専門里親	養子縁組里親
登録年月日	養育里親 年 月 日		養子縁組里親 年 月 日
登録番号	養育里親		養子縁組里親
更新研修の修了年月日又は修了見込年月日	養育里親 年 月 日		養子縁組里親 年 月 日

(略)

第14号様式の9 (第11条の8関係)

再開・廃止・休止届

(略)

注 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。

2 事業の廃止又は休止に係る届出にあつては、現に当該指定通所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証

養育里親

(略)

下記のとおり養育里親の登録を削除したいので、児童福祉法施行規則第36条の44第1項第1号の規定により、申し出ます。

記

登録年月日	年 月 日
登録番号	

(略)

注 申請者が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第10号様式 (第9条関係)

養育里親名簿登録更新申請書

(略)

養育里親

(略)

下記のとおり登録の更新を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の46第1項の規定により、申請します。

記

里親の種類	養育里親	専門里親
登録年月日	年 月 日	
登録番号		
更新研修の修了年月日又は修了見込年月日	年 月 日	

(略)

第14号様式の9 (第11条の8関係)

再開・廃止・休止届

(略)

<p><u>番号及び引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する旨の申出の有無（有の場合は、引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援を継続的に提供する他の指定障害児通所支援事業者の名称）を記載した書類を添付してください。</u></p> <p>第14号様式の10（第11条の9関係） 指定辞退届</p> <p>（略）</p> <p>注 1・2 （略）</p> <p><u>3 現に当該障害児入所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無（有の場合は、引き続き当該障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害児入所支援を継続的に提供する他の指定障害児入所施設等の名称）を記載した書類を添付してください。</u></p>	<p>第14号様式の10（第11条の9関係） 指定辞退届</p> <p>（略）</p> <p>注 1・2 （略）</p>
<p>第15号様式（第12条関係） 保護児童死亡届</p> <p>（略）</p> <p>下記のとおり措置のあった児童が死亡したので、児童福祉法施行規則第27条第1号（第32条）の規定により、届け出ます。</p> <p>（略）</p>	<p>第15号様式（第12条関係） 保護児童死亡届</p> <p>（略）</p> <p>下記のとおり措置のあった児童が死亡したので、児童福祉法施行規則第27条第1号（第32条・<u>第51条の2</u>）の規定により、届け出ます。</p> <p>（略）</p>
<p>第16号様式（第12条関係） 保護状況届</p> <p>（略）</p> <p>下記のとおり、児童福祉法施行規則第27条第2号（第32条）の規定により、届け出ます。</p> <p>（略）</p>	<p>第16号様式（第12条関係） 保護状況届</p> <p>（略）</p> <p>下記のとおり、児童福祉法施行規則第27条第2号（第32条・<u>第51条の2</u>）の規定により、届け出ます。</p> <p>（略）</p>
<p>第17号様式（第12条関係） 在所期間延長届</p> <p>（略）</p> <p>下記のとおり、児童福祉法施行規則第27条第3号（第32条）の規定により、届け出ます。</p> <p>（略）</p>	<p>第17号様式（第12条関係） 在所期間延長届</p> <p>（略）</p> <p>下記のとおり、児童福祉法施行規則第27条第3号（第32条・<u>第51条の2</u>）の規定により、届け出ます。</p> <p>（略）</p>

（新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正）

第2条 新潟県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年新潟県規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部

分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前												
<p>第 3 号様式 (第 3 条関係) 再開・廃止・休止届出書 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">現に指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)を受けている者に対する措置</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p><u>注 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。</u></p> <p><u>2 事業の廃止又は休止に係る届出にあつては、現に当該指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)を受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無(有の場合は、引き続き当該指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービス(地域相談支援)を継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者(指定一般相談支援事業者)の名称)を記載した書類を添付してください。</u></p> <p>第 3 号様式の 2 (第 3 条の 2 関係) 指定辞退届出書 (略)</p> <p><u>注 1 指定を辞退する日の 3 月前までに届け出てください。</u></p> <p><u>2 現に当該施設障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無(有の場合は、引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な施設障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害者支援施設等の名称)を記載した書類を添付してください。</u></p>	(略)		現に指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)を受けている者に対する措置		(略)		<p>第 3 号様式 (第 3 条関係) 再開・廃止・休止届出書 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;">現に指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)を受けていた者に対する措置</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p><u>注 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。</u></p> <p>第 3 号様式の 2 (第 3 条の 2 関係) 指定辞退届出書 (略)</p> <p><u>注 指定を辞退する日の 3 月前までに届け出てく</u></p>	(略)		現に指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)を受けていた者に対する措置		(略)	
(略)													
現に指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)を受けている者に対する措置													
(略)													
(略)													
現に指定障害福祉サービス(指定地域相談支援)を受けていた者に対する措置													
(略)													

ださい。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年 3 月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第31号

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則

主要農作物種子法施行細則（昭和27年新潟県規則第57号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第340号

新潟県主要農作物種子条例（平成30年新潟県条例第30号）第 9 条第 5 項の規定によるほ場審査の基準及び方法を次のように定め、平成30年 4 月 1 日から実施する。

なお、ほ場審査の基準及び方法（昭和63年 3 月新潟県告示第848号）は、平成30年 3 月31日限り廃止する。

平成30年 3 月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 一般種子

(1) 基準

種苗法（平成10年法律第83号）第61条第 1 項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年 4 月農林水産省告示第933号。以下「生産等基準」という。）の 1 に規定するもののほか、次の表に掲げる事項を満たすこと。

審査項目 時期	異種株、異品種株及び 品種特性が明らかに変 異した変異株(以下「異 種株等」という。)	雑草	種子伝染性の 病害虫	その他の病害虫 及び気象被害	農作物の生育状況
第 1 期	含まないこと。	含まないこと。	含まないこと。	ほとんど被害の ないこと。	特に異常な生育を 示していないこと。
第 2 期	含まないこと。	含まないこと。	含まないこと。	ほとんど被害の ないこと。	特に異常な生育を 示していないこと。

注 第 1 期とは、稲、大麦、裸麦及び小麦については出穂期を、大豆については開花期をいい、第 2 期とは稲、大麦、裸麦及び小麦については糊熟期を、大豆については成熟期をいう。ただし、当該時期のみでは、適正な審査が実施できない場合は、別に時期を定めて行うものとする。

(2) 審査項目別判定基準

ア 異種株等

審査ほ場 1 単位ごとに、異種株等を 1 株も含まないこと。ただし、変異株については、当該農作物の生産上、特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。

イ 雑草

審査ほ場 1 単位ごとに、次の表に掲げる雑草を 1 株も含まないこと。

種類	雑草
稲	クサネム、ホタルイ
大麦、裸麦及び小麦	カラスノエンドウ
大豆	クサネム

ウ 種子伝染性の病害虫

審査ほ場1単位ごとに、次の表に掲げる種子伝染性の病害虫の罹病株を1株も含まないこと。

種類	種子伝染性の病害虫
稲	馬鹿苗病、線虫心枯病
大麦、裸麦及び小麦	黒穂病、斑葉病、条斑病、穀実線虫病
大豆	ウィルス病、黒痘病、紫斑病

エ その他の病害虫及び気象被害

審査ほ場1単位ごとに、被害の程度が2割以内であって、被害部分に適当な処置をすれば種子として使用に差し支えないと認められること。

オ 農作物の生育状況

審査ほ場1単位ごとに、生育が整一健全であって種子の品質の確保に支障がないと認められること。ただし、生育状況が不良な箇所が一部ある場合は、その箇所に適当な処置を行うことにより種子として使用に差し支えないと認められること。

(3) 審査の方法

ア 書類審査

生産等基準の1に規定する事項について、ほ場審査請求時に請求者から提出のあった当該事項の遵守状況を示す書類により審査を行い、遵守されていると認められるもののみ、次のイ及びウの審査を行う。

イ 達観審査

ほ場1単位ごとに周囲を回りながら、あぜから内方へ3メートル程度までの区域を注視し、又は適宜ほ場に入って自己を中心として半径3メートル程度の区域を注視して達観的に審査を行う。

ウ 抽出審査

イの達観審査により判定困難なものについてはほ場における畝をランダムに5か所（1か所につき、水稻及び大豆の場合は実株で20株、陸稲及び麦類の場合は1.5メートル間における茎数）以上を抽出して、精密な審査を行う。

2 原種及び原原種

(1) 基準

1の一般種子に同じ。

(2) 審査項目別判定基準

ア 異種株等

1の一般種子に同じ。

イ 雑草

1の一般種子に同じ

ウ 種子伝染性の病害虫

1の一般種子に同じ。

エ その他の病害虫及び気象災害

審査ほ場1単位ごとに、被害程度が1割以内であって、被害部を刈り取るか又は適当な処置をすれば種子として使用して差し支えないものは基準を満たしたものとする。

オ 農作物の生育状況

1の一般種子に同じ。

(3) 審査の方法

1の一般種子に同じ。

◎新潟県告示第341号

新潟県主要農作物種子条例（平成30年新潟県条例第30号）第9条第5項の規定による生産物審査の基準及び方法を次のように定め、平成30年4月1日から実施する。

なお、生産物審査の基準及び方法（昭和63年3月新潟県告示第849号）は、平成30年3月31日限り廃止する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 一般種子

(1) 基準

種苗法（平成10年法律第83号）第61条第1項の規定に基づく指定種苗の生産等に関する基準（平成14年4月農林水産省告示第933号。以下「生産等基準」という。）の2及び3に規定するもののほか、次の表に掲げ

る事項を満たすこと。

審査項目 種類	最低限度	最高限度			
	発芽率 (%)	異品種粒	異種穀粒	病害虫粒	雑草種子
稲	90	含まないこと。	含まないこと。	ほとんど含まないこと。	ほとんど含まないこと。
大麦、裸麦及び小麦	80	含まないこと。	含まないこと。	ほとんど含まないこと。	ほとんど含まないこと。
大豆	80	含まないこと。	含まないこと。	ほとんど含まないこと。	ほとんど含まないこと。

(2) 定義

ア 百分率

発芽率を除き、全量に対する重量比をいう。

イ 発芽率

純種子に対する正常発芽粒の粒数割合をいう。

ウ 正常発芽粒

稲、大麦、裸麦及び小麦については、十分かつ健全に発達した種子根、茎及び第1葉（鞘葉から2分の1以上抽出したものに限る。）を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子粒をいう。
大豆については、十分かつ健全に発達した1次根茎（展開した2枚の子葉を有していたものに限る。）、2枚の初生葉及び頂芽を有する芽生を生じた純種子粒をいう。

エ 異品種粒

審査対象品種の純種子粒を除いた当該農作物の種類（稲については、水陸稲別及びもち・うるち別の種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。オにおいて同じ。）の純種子粒をいう。

オ 異種穀粒

当該農作物の種類を除いた他の農作物の純種子粒をいう。

カ 病害虫粒

病害虫の被害を受けた粒をいう。

キ 雑草種子

農作物以外の植物の種子粒をいう。

ク 純種子粒

成熟粒、未熟粒及び被害粒（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているものをいい、稲、大麦、裸麦及び小麦の場合、粒の原形の2分の1以下のもの並びに大豆の場合、粒の原形の2分の1以下のもの及び子葉が1枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。

(3) 審査の方法

ア 書類審査

生産等基準の2及び3に規定する事項について、生産物審査請求時に請求者から提出のあった当該事項の遵守状況を示す書類により審査を行い、遵守されていると認められるもののみ、次のイの審査を行う。

イ 抽出審査

(ア) ほ場審査の基準に適合する旨の通知を受けた指定種子生産ほ場の生産物の中から静置法により均質な荷口を構成する個袋群から次の表において荷口中の個袋数ごとに掲げた抽出個袋数を無作為に抽出し、審査を行う。

荷口中の個袋数 (個)	抽出個袋数 (個)	不良個袋数 (個)
50以下	17	0
51～100	33	1
101～200	60	3
201～300	83	5
301～400	100	6
401～500	110	7
501～600	125	8

601～800	140	9
801～1000	150	10

- (イ) 審査の結果、不良個袋数が(ア)の表に掲げる数を超えないときは、当該荷口は基準を満たしたものとする。また、超えるときは、毎個審査に切り換えるものとする。
- (ウ) 不良個袋は、取り除くものとする。

(4) 審査注意事項

ア 審査に当たり病虫害粒、雑草種子の混入割合について「ほとんど含まないこと」とは、次の表に掲げる程度の割合を指すものとする。

種類	病虫害粒 (%)	雑草種子 (%)
稲	0.5	0.2
大麦、裸麦及び小麦	0.5	0.2
大豆	10.0	0.0

イ 発芽率の測定方法

(7) 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに1区100粒、4反復分計400粒を用意する。

(イ) 測定条件

種類	発芽床の条件	温度 (°C)	測定日		休眠打破法その他留意事項
			第1回目	最終	
稲	ろ紙の上、間又は砂の中	25	5	14	予熱 (50°C、7日以内)、水に浸漬 (24時間)
大麦及び裸麦	ろ紙の間又は砂の中	20	4	7	予熱 (30～35°C、7日以内)、予冷 (5～10°C、7日以内) 又は0.05%ジベレリン (GA3) 溶液に浸漬
小麦	ろ紙の上、間又は砂の中	20	4	8	同上
大豆	ろ紙の間又は砂の中	25	5	8	—

注 1 温度は、上下1°Cの範囲にとどめなければならない。

2 発芽は照光条件で行うことが望ましい。

3 測定日には、休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、1ないし3日の幅を持ってよい。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行ってはならない。

ウ 測定結果の計算と誤差の取扱い

(7) 発芽率の測定結果は、4測定区の平均を百分率で整数 (端数は四捨五入) として計算する。

(イ) 発芽率の測定結果は、測定区の最高値と最低値の差が次の表の4測定区間誤差の範囲内であればそのまま用い、これを超える場合には、最高値区と残りの3測定区の差が次の表の3測定区間誤差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位3測定区の平均値を用いるものとする。誤差が誤差範囲を超える場合には、再測定を行うものとする。

平均発芽率 (%)	測定区間誤差の最高限度	
	4測定区間	3測定区間
99	5	1
98	6	5
97	7	6
96	8	7
95	9	8
94～93	10	9
92～91	11	10
90～89	12	11

88～87	13	12
86～84	14	13
83～81	15	14
80～78	16	15
77	17	15
76～73	17	16
72～71	18	16
70～67	18	17
66～64	19	17
63～56	19	18

2 原種及び原原種

(1) 基準

審査項目 種類	最低限度		最高限度			
	発芽率 (%)	塩水選沈下歩合 (%)	異品種粒	異種穀粒	病害虫粒	雑草種子
稲	90	うるち95 もち93	含まないこと。	含まないこと。	ほとんど含まないこと。	ほとんど含まないこと。
大麦、裸麦及び小麦	80	—	含まないこと。	含まないこと。	ほとんど含まないこと。	ほとんど含まないこと。
大豆	80	—	含まないこと。	含まないこと。	ほとんど含まないこと。	ほとんど含まないこと。

(2) 定義

1 の一般種子に同じ。

(3) 審査の方法

1 の一般種子に同じ。

(4) 審査注意事項

1 の一般種子に同じ。

◎新潟県告示第342号

新潟県農作物奨励品種規程（昭和28年1月新潟県告示第83号）は、平成30年3月31日限り廃止する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆 一

◎新潟県告示第343号

新潟県主要農作物原種配付規程（昭和30年8月新潟県告示第1048号）は、平成30年3月31日限り廃止する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米山 隆 一